

盛 少 号 外  
令和3年9月17日

登録単位団 御中

盛岡市スポーツ少年団  
本部長 白根 敬介

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」解除に伴う今後の活動について

平素より、盛岡市スポーツ少年団の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、8月31日付で市内スポーツ少年団活動について協力をお願いを通知したところですが、岩手緊急事態宣言が解除されたことに伴い、活動につきましても下記のとおりといたします。

なお、岩手県内においてスポーツ活動のクラスターも発生しておりますことから、引き続き十分な感染症対策を行ったうえで、団員の健康・安全確保のために内容を工夫しながら活動を実施していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1 少年団活動について（岩手県教育委員会事務局通知（令和3年9月16日付）準用）

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技の特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 当面、練習試合及び合同練習については「県外へ移動しての活動」「県外の団体等との活動」は、原則「禁止」とする。
- (3) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について（令和3年4月6日通知）」を確認し、感染症対策を徹底したうえでの活動とすること。

2 その他

詳細は添付資料をご確認ください

(公財)盛岡市スポーツ協会  
盛岡市スポーツ少年団 事務局  
担当：中村 悦子  
TEL：019-601-5700  
E-mail：suposyou@morioka-sport.or.jp

岩 手 県 少 年 団 第 27 号  
令 和 3 年 9 月 17 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

岩 手 県 ス ポ ー ツ 少 年 団  
本 部 長 白 根 敬 介  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」の解除について

日頃より 本県のスポーツ振興につきまして、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記宣言により期間中の活動についてお願いしておりましたが、9月16日をもって解除され、県教育委員会では市町村教育委員会教育長宛に別添のとおり送付されたところであります。

つきましては、今後の活動にあたっては、感染拡大防止に努めながら市町村教育委員会及び市町村体育・スポーツ協会等と連携した活動をお願いいたします。

【添付資料】

- 1 令和3年9月16日付け教学第1080号・教保第427号各市町村教育委員会教育長（関係教育委員会事務所経由）宛送付文書（写）
- 2 令和3年9月16日付け教学第1080号・教保第427号県立学校長宛通知文書（写）
- 3 令和3年9月16日付け岩手県新型コロナウイルス対策本部 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言の解除
- 4 令和3年4月6日通知「県立学校の部活動について」

【参考 岩手県ホームページ】

感染が拡大している地域等との往来について

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/1035392.html>

【担 当】

岩手県スポーツ少年団本部  
(公益財団法人岩手県体育協会内)  
主 事 細 川 美 智 子  
TEL 019-648-0400 FAX 019-648-1600  
E-mail:taikyo@iwate-sports.or.jp



教学第 1080 号  
教保第 427 号  
令和 3 年 9 月 16 日

各市町村教育委員会教育長 様  
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局  
学校教育室長  
保健体育課総括課長

岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について (参考送付)

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 41 回本部員会議 (令和 3 年 9 月 16 日) において、岩手緊急事態宣言 (令和 3 年 9 月 9 日改訂) を、令和 3 年 9 月 16 日をもって解除することに伴い、教育活動の対応等について、別添のとおり県立学校長宛て通知いたしました。

つきましては、市町村立学校においても、県立学校の下記取組に準じた対応をお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動 (修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等) については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底すること。
- (2) 文化祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、学校長が慎重に判断すること。
- (3) 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施すること。

2 部活動について

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 当面、練習試合及び合同練習については、「県外へ移動しての活動」「県外の学校等との活動」は、原則「禁止」とする。
- (4) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について (令和 3 年 4 月 6 日通知)」を確認し、感染症対策を徹底した上で活動すること。

**【担当】**

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当 (019-629-6140) |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当 (019-629-6190) |



教 学 第 1080 号  
教 保 第 427 号  
令 和 3 年 9 月 16 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長  
保 健 体 育 課 総 括 課 長

岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、第 41 回本部員会議（令和 3 年 9 月 16 日）を開催し、岩手緊急事態宣言（令和 3 年 9 月 9 日改訂）について、令和 3 年 9 月 16 日をもって解除することといたしました。

ついては、岩手緊急事態宣言解除に伴う教育活動について、下記のとおり適切に対応するようお願いいたします。

なお、学校における新規感染者数の抑え込みを最優先として、引き続き感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底すること。
- (2) 文化祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、学校長が慎重に判断すること。
- (3) 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施すること。

2 部活動について

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 当面、練習試合及び合同練習については、「県外へ移動しての活動」「県外の学校等との活動」は、原則「禁止」とする。
- (4) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日通知）」を確認し、感染症対策を徹底した上で活動すること。

【担当】

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |

## 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言の解除

令和 3 年 9 月 16 日  
岩手県新型コロナウイルス  
感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症新規感染者数の増加による医療の逼迫を避けるため、令和 3 年 8 月 12 日、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（以下「岩手緊急事態宣言」という。）を発したところであるが、令和 3 年 9 月 16 日、県内の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 9.6 人と 10 人を下回ったことから、岩手緊急事態宣言を解除する。

# 県立学校の部活動について

[令和3年4月6日通知]

## 1 基本的な考え方

部活動（運動部及び文化部）については、引き続き十分な感染症対策を行った上で、生徒の健康・安全の確保のために内容や方法を工夫しながら実施すること。

- (1) 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理を徹底させること。
- (3) 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (4) 部活動の実施に当たっては、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインを踏まえること。

## 2 活動に当たっての留意事項

### (1) 活動について

- ・ 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・ こまめな手洗いを励行すること。
- ・ 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 体調のすぐれない生徒は、部活動への参加を見合わせ自宅で休養すること。

### (2) 活動場所について

- ・ 活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・ 教室等を使用する場合は、長時間にわたり密室状態にならないよう、換気を頻繁に行うとともに、十分な身体的距離を確保しながら活動すること。
- ・ 更衣室や部室の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

### (3) 活動時間等について

- ・ 活動時間や休養日については、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に準拠し各校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」によることとするが、生徒の体調等を考慮し適切に設定すること。
- ・ 活動に当たっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組むこと。

### (4) 練習試合及び合同練習について（遠征等を含む）

- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域への遠征等は、感染拡大防止の観点から自粛すること。
- ・ 感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域への遠征等は、慎重に判断すること。
- ・ 特に規制がない地域への遠征等については、事前に遠征先等の地域（県、市等）の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 実施に当たっては、適切な感染防止対策（移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避）を講じること。
- ・ 担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって判断すること。

### (5) 各種大会等への参加について

- ・ 各学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各種大会への参加の必要性を判断すること。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 大会における活動以外の場面（移動、宿泊、会場での待機時間等）も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。

担当

保健体育課学校体育担当（中村）

TEL：019-629-6190